

# 限定提供データと 損害賠償額算定規定について

経済産業政策局 知的財産政策室

# 限定提供データ

# 限定提供データ制度の概要

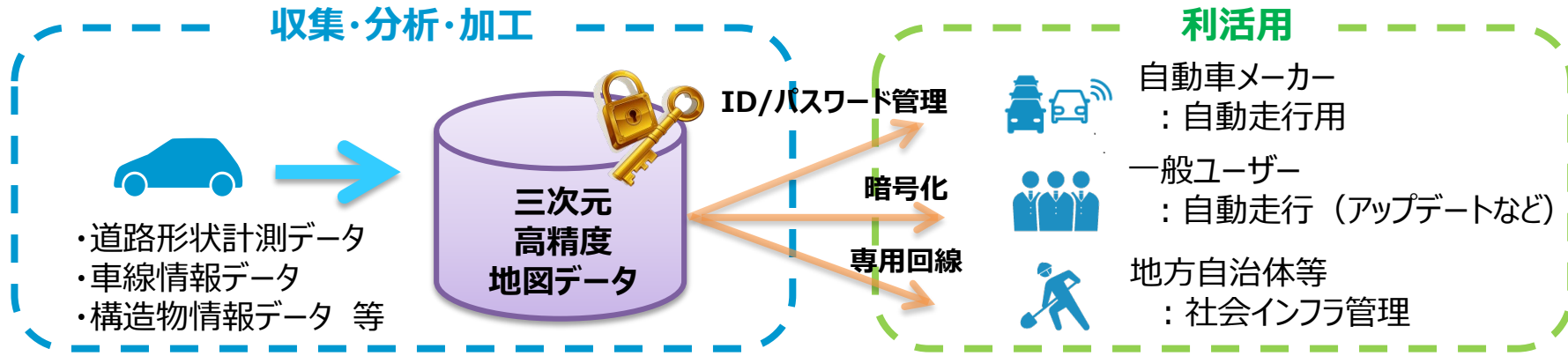
## 限定提供データの不正取得等

(第2条第1項第11号～第16号)

窃取等の不正の手段によって限定提供データを取得し、自ら使用し、若しくは第三者に開示する行為等

### <限定提供データのイメージ>

企業間で複数者に提供や共有されることで、新たな事業の創出につながったり、サービス製品の付加価値を高めるなど、その利活用が期待されているデータ。



新たな事業の創出・サービスや製品の価値向上

### 限定提供データの具体例

外部提供用データ	提供者	利用方法
機械稼働データ (船舶のエンジン稼働データ等)	データ分析事業者 (船会社、造船メーカー等からデータを収集)	データ分析事業者が、船舶から収集されるリアルデータを収集、分析、加工したものを造船所、船舶機器メーカー、気象会社、保険会社等に提供。提供を受けた事業者は、造船技術向上、保守点検、新たなビジネス等に役立っている。
車両の走行データ	自動車メーカー	自動車メーカーが、災害時に車両の走行データを公共機関に提供。公共機関は、道路状況把握等に役立っている。

# 「限定提供データ」として法律による保護を受けるための3つの要件

## 不正競争防止法第2条第7項

この法律において「限定提供データ」とは、①業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。次項において同じ。）により②相当量蓄積され、及び③管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）をいう。

### 「業として特定の者に提供する」（限定提供性）

「業として」とは反復継続的に提供している場合（実際には提供していない場合であっても反復継続的に提供する意思が認められる場合も含む）をいう。「特定の者」とは一定の条件の下でデータ提供を受ける者を指す。

**事例** 「業として」：データ保有者が繰り返しデータ提供を行っている場合（各人に1回ずつ提供している場合も含む）  
「特定の者」：会員制のデータベースの会員

### 「電磁的方法により相当量蓄積され」（相当蓄積性）

社会通念上、電磁的方法により蓄積されることによって価値を有すること。「相当量」は個々のデータの性質に応じて判断されるが、当該データが電磁的方法により蓄積されることで生み出される付加価値、利活用の可能性、取引価格、収集・解析に当たって投じられた労力・時間・費用等が勘案される。なお、管理するデータの一部であっても、収集・解析に当たって労力・時間・費用が投じられ、その一部について価値が生じている場合は、相当蓄積性に該当する。

**事例** 携帯電話の位置情報を全国エリアで蓄積している事業者が、特定エリア単位で抽出し販売している場合、その特定エリア分のデータ（電磁的方法により蓄積されることによって取引上の価値を有していると考えられる場合）。

### 「電磁的方法により管理され」（電磁的管理性）

特定の者に対してのみ提供するものとして管理する保有者の意思が、外部に対して明確化されていること。具体的には、ID・パスワードの設定等のアクセスを制限する技術が施されていること等が必要である。

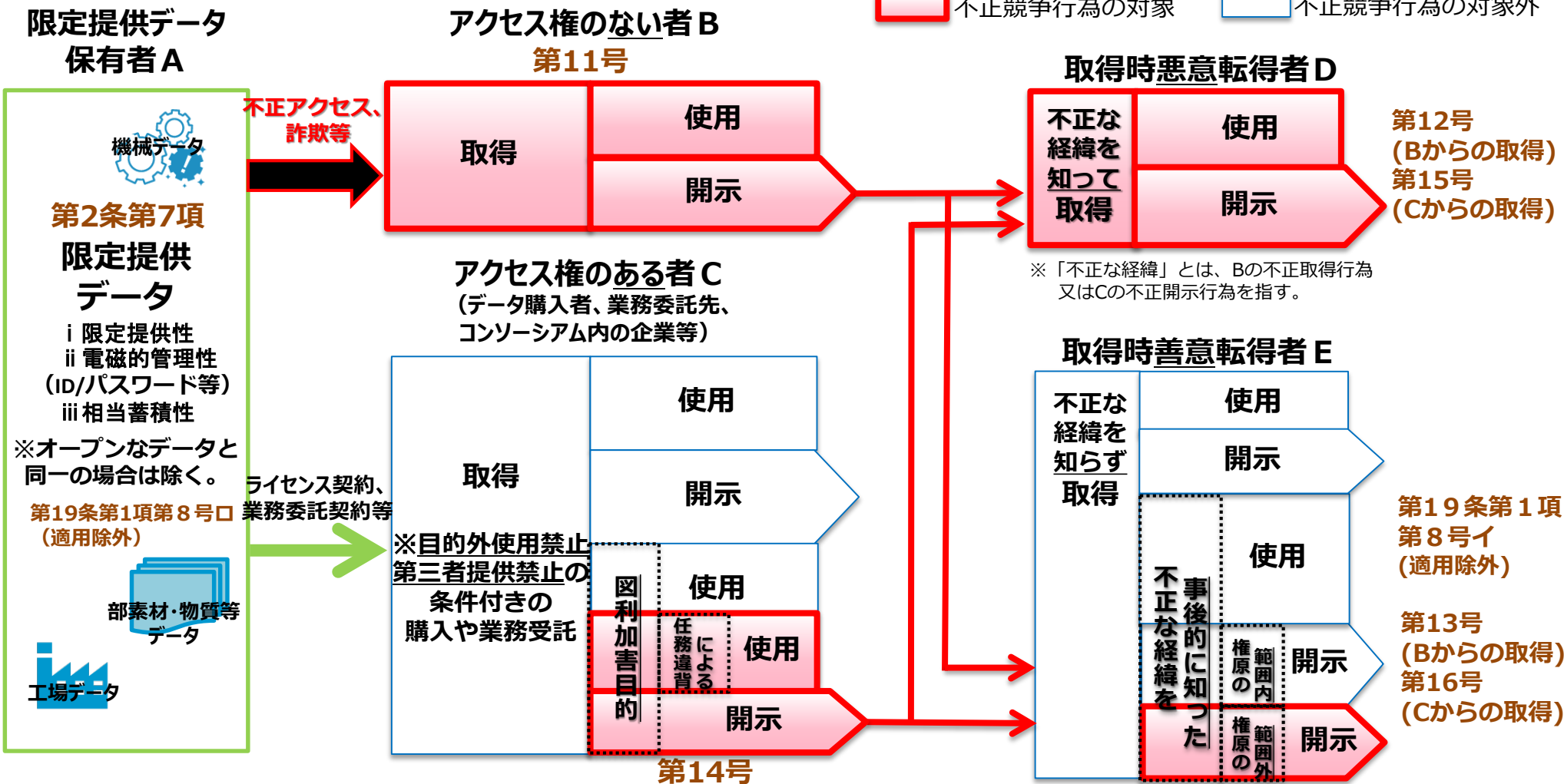
**事例** ID・パスワード、ICカードや特定の端末、トークン、生体認証によるアクセス制限。

### 適用除外（第19条）

・秘密として管理されているもの／オープンなデータと同一のもの

# 限定提供データ侵害行為類型

不正競争行為の対象 (Red box)      不正競争行為の対象外 (Blue box)



※不正使用行為によって生じた物の取扱い  
データの不正使用により生じた物 (物品、AI学習済みプログラム等) の譲渡等の行為は、対象としない。

※「権原の範囲」とは、Eが取得に係るBやCとの契約等において、開示を許された範囲。

## 適用除外 (第19条)

・限定提供データの不正開示行為の介在等を知らずに取得し、その後悪意に転じた場合で、取引時の権原の範囲内での開示行為

# 限定提供データの規律の見直し

## デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方（案）まとめ

（産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会 令和5年1月）

### 第二章 各論点の検討 2. 限定提供データの規律の見直し

本小委員会での検討を踏まえ、**「秘密として管理されているものを除く」要件（不競法第2条第7項）に関する課題については、「秘密として管理されているものを除く」要件を、「営業秘密を除く」と改める、又は「秘密として管理されているものを除く」要件を削除することが適切**である。

また、善意取得者保護に係る適用除外規定（不競法第19条第1項第8号イ）における善意の判断基準時、具体的には「取得段階」から「契約時」に早めるべきかどうかについては、限定提供データに係る規律が未だ制度実装段階であるため、今後引き続き検討をしていくことが適切である。

		管理実態	現行法	改正案① (営業秘密を除く)	改正案② (要件削除)
秘密管理されている情報	非公知な情報	営業秘密	営業秘密	営業秘密	営業秘密
	公知な情報	限定提供データ	※隙間	限定提供データ	限定提供データ
秘密管理されていない情報	非公知な情報				
	公知な情報				

# (参考) データの不正使用等に対する主な法制度

	要件		民事措置		刑事措置	限定提供データとの比較
	保護されるデータ	対象行為	差止め	損害賠償	懲役/罰金	
データベースの著作物 (著作権法第12条の2第1項)	データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するもの	権利者の許諾のない複製等 (態様の悪性は問わない)	○		○	創作性がないデータ (工場の稼働データ等)は保護されない
特許を受けた発明 (特許法第2条第1項、第29条)	①自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの ②特許を受けたもの	権利者の許諾のない実施等 (態様の悪性は問わない)	○		○	
営業秘密 (不正競争防止法第2条第1項第4号～第10号)	①秘密管理性 ②非公知性 ③有用性	不正取得・不正使用等 (悪質な行為を列挙)	○		○	他者に広く提供されるデータは保護されない
限定提供データ (不正競争防止法第2条第1項第11号～第16号(新設))	①限定提供性 ②電磁的管理性 ③相当蓄積性	不正取得・不正使用等 (悪質な行為を列挙)	○		×	—
データの不法行為からの保護(民法第709条)	データ一般	故意/過失による権利侵害行為	×	○	×	原則として差止めができない
データの契約(債務不履行)による保護(民法第415条)	データ一般 (契約内容による)	契約違反行為	○		×	契約当事者以外に適用できない

# (参考) 「営業秘密」と「限定提供データ」の客体と対象行為の比較

		営業秘密	限定提供データ	
客 体	要件	秘密管理性、有用性、非公知性	限定提供性、相当蓄積性、電磁的管理性	
	除外規定	—	秘密として管理されているものを除く	
		—	オープンなデータと同一のものを除く	
対 象 行 為	外部者 (権原のない者)	取得	窃取、詐欺等の不正な手段による取得行為	
		使用	不正取得後の使用行為	
		開示	不正取得後の開示行為	
	正当取得者 (権原のある者)	取得	—	
		使用	図利加害目的（不正な利益を得る目的または損害を加える目的）での使用行為	図利加害目的かつ、横領・背任に相当する態様での使用行為
		開示	図利加害目的での開示行為	
	転得者 (取得時悪意)	取得	不正な経緯について、知って（悪意）または重過失による取得行為	不正な経緯について、知って（悪意）による取得行為
		使用	不正取得後の使用行為	
		開示	不正取得後の開示行為	
	転得者 (取得時善意)	取得	—	
		使用	不正な経緯を知った後、または重過失により知らなかった場合における、取引時の権原の範囲外の使用行為	—
		開示	不正な経緯を知った後、または重過失により知らなかった場合における、取引時の権原の範囲外の開示行為	不正な経緯を知った後、取引時の権原の範囲外の開示行為
侵害品	譲渡	営業秘密の不正使用により生じた物の譲渡行為	—	



# 損害賠償額算定規定

# 損害賠償額算定規定の概要

「不正競争」による営業上の利益の侵害による損害は、経済活動を通じて発生するため、損害額を立証することが困難であることに鑑み、被害者の立証の負担を軽減するため、以下を損害の額として請求できる。

## (1) 被害製品の単位数あたりの利益額×侵害品の譲渡数量

侵害者が譲渡した物の数量に、被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数あたりの利益の額を乗じた額を被侵害者の損害の額とすることができる。(第5条第1項)

ただし、譲渡数量の全部又は一部について、被侵害者が販売することができない事情がある場合には、当該事情に相当する数量に応じた額を控除

<対象となる類型>

周知な商品等表示の混同惹起(第1号)、著名な商品等表示の冒用(第2号)、  
他人の商品の形態の模倣品提供(第3号)、営業秘密のうち技術情報にかかる侵害(第4～10号)、  
限定提供データに係る不正行為(第11～16号)、代理人等の商標冒用行為(第22号)

## (2) 侵害行為により侵害者が得た利益の額

侵害者が侵害の行為により受けた利益の額を損害の額と推定することができる。(第5条第2項)

<対象となる類型>

全ての不正競争

## (3) 使用許諾料に相当する額

「不正競争」によって営業上の利益を侵害された者が、侵害者に、使用許諾料に相当する額を損害額として請求することができる。(第5条第3項)

なお、第5条第4項において、同条第3項の使用許諾料相当額は、不正競争によって営業上の利益を侵害された者の損害の「最低限」の額であることを明示

<対象となる類型>

周知な商品等表示の混同惹起(第1号)、著名な商品等表示の冒用(第2号)、  
他人の商品の形態の模倣品提供(第3号)、営業秘密にかかる侵害(第4～9号)、  
限定提供データに係る不正行為(第11～16号)、ドメインネームの不正取得等(第19号)、代理人等の商標冒用行為(第22号)

# 損害賠償額算定規定の見直し

## デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方（案）まとめ

（産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会 令和5年1月）

### 第二章 各論点の検討 4. 損害賠償額算定規定の見直し

本小委員会での検討を踏まえ、不競法第5条第1項については、**営業秘密に関し「技術上の秘密」に限定されている対象情報を営業秘密全般に拡充**し、さらに**「物を譲渡」した場合のみを想定している要件をデータや役務を提供している場合にも拡充**することが適切である。また、特許法と同様、**被侵害者の生産、販売及び役務提供能力を超える部分の損害の認定規定を追加することが適切**である。

同条第3項については、「使用」以外の行為が含まれる点を明確化するために、不競法第2条第1項各号の不正競争行為が全て対象となるよう規定することが適切である。さらに、特許法と同様、**不正競争があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨の規定を追加することが適切**である。

